

R3.8月現在

〈料金表〉

1ヶ月（30日）あたりのユニット型介護福祉施設サービス

費

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額1割	20,910円	23,070円	25,410円	27,630円	29,790円
自己負担額2割	41,790円	46,140円	50,820円	55,260円	59,550円
自己負担額3割	62,670円	69,210円	76,230円	82,860円	89,310円

〈食費〉

利用者負担段階	1日当たり	1ヶ月あたり (30日)
・利用者負担基準費用額 (・本人が住民税非課税であるが、世帯内に住民税を課税されている人がいる ・本人が住民税を課税されている)	1,445円	43,350円
・利用者負担第3段階⁰ (・住民税が世帯非課税で、本人の年金収入が120万円超)	1,360円	40,800円
・利用者負担第3段階^① (・住民税が世帯非課税で、本人の年金収入が80万円超120万円以下)	650円	19,500円
・利用者負担第2段階 (・住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人)	390円	11,700円
・利用者負担第1段階 (・住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人)	300円	9,000円

〈居住費〉

利用者負担段階	1日当たり	1ヶ月あたり (30日)
・利用者負担基準費用額 (・本人が住民税非課税であるが、世帯内に住民税を課税されている人がいる ・本人が住民税を課税されている)	2,006円	59,100円
・利用者負担第3段階② (・住民税が世帯非課税で、本人年金収入等が年間120万円超)	1,310円	39,300円
・利用者負担第3段階① (・住民税が世帯非課税で、本人年金収入等が年間80万円超120万円超)	1,310円	39,300円
・利用者負担第2段階 (・住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人)	820円	24,600円
・利用者負担第1段階 (・住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人)	820円	24,600円

入院時の取り扱い

- ・入院された場合は居住費のみ負担をしていただきます。
- ・この場合、外泊時費用終了以降は減免の適用がされなくなるため**基準費用額**となります。

※その他別途料金

- 介護報酬(加算) ○居室電気料金 ○理髪, 美容代 ○レクリエーション
- 日中活動時に発生した利用料金 ○健康管理費 ○日用品
- 立替小口現金事務手数料 等が必要となる場合があります

〈加算〉

以下の要件を満たした際、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

※注意：このほかにも加算はあります。費用の目安にしてください。

加算の種類	加算の要件	1日につき		
		利用者負担金1割	利用者負担金2割	利用者負担3割
初期加算	入所した日から30日以内期間の場合	32円	64円	96円
外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院をした場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合。（1ヶ月に6日まで）	263円	526円	789円
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している 医療機関との24時間の連絡体制がある	5円	9円	13円
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合 多職種で共同して機能訓練計画を作成して3か月ごとに計画の見直しを行うこと。	13円	26円	39円
夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準1以上を上回っている場合に算定。入所者の動向を検知できる見守り機器を入居者数の100分の15以上設置していること、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討を実施のいずれにも適合	20円	39円	58円
精神科医定期的療養指導加算	精神科医による療養指導が月2回行われている場合（1日につき）	6円	11円	16円
栄養マネジメント強化加算	常勤の管理栄養士を入居者50名ごとに1名以上配置していること。食事の入所者の栄養状態を施設入所時に把握し多職種で共同して栄養ケア計画を作成していること。3か月ごとに計画の見直しを行うこと。週3回以上ミーラウンドしていること。	12円	24円	36円
排泄支援加算Ⅰ Ⅱ Ⅲ	排泄に介護を要する入居者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が施設入所時・サービス利用開始時に評価するとともに6か月に1度の評価を行い、厚労省に報告。医師・看護師・ケアマネが共同して排泄に介護を要する原因を分析し、3か月ごとに計画の見直し。厚労省LIFEへのデータ提出していること。改善率に伴い加算額が変わります。	11円 16円 22円	22円 32円 43円	32円 48円 64円

介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金 (基本部分＋ 各種加算減算)の 8.3%（注1）	左記額の1～ 3割
介護職員等特別 処遇改善加算Ⅰ		1月の利用料金 (基本部分＋ 各種加算減算)の 2.7%（注1）	